

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の改正概要

1. 沿道ブロック塀耐震対策事業の追加

■改正内容

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正（平成31年1月1日施行）により、緊急輸送道路等の沿道のブロック塀について、一定の長さ及び高さを超えるものは、建築物本体と同様に、診断資格者等による耐震診断が義務付けとなった。

また、平成30年度2次補正（平成31年2月7日成立）により、防災・安全交付金や国庫補助金（耐震対策緊急促進事業）におけるブロック塀等の安全確保に関する事業が拡充され、耐震診断が義務付けられたブロック塀については、通常のブロック塀よりも高い補助率の制度が創設された。

このため、補助対象事業に市町村が実施する緊急輸送道路等沿道の耐震診断を義務付けられたブロック塀の耐震対策に係る事業を新たに追加する。

■改正箇所

本文第2条第1項第3号、第3条第1項第3号

別表第1-3

第1号様式-別紙1, 2, 3

第2号様式-別紙1, 2, 3

第5号様式-別紙1, 2、別紙1-1(新設)

第6号様式-別紙1、別紙1-1(新設)

2. 適用期限の延長

■改正内容

平成31年度当初予算案(平成30年12月21日閣議決定)における耐震対策緊急促進事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業の拡充に合わせ、要緊急安全確認大規模建築物等への耐震改修費補助事業等への適用期限を4年間延長する。

■改正箇所

本文第3条第1項第1号

3. 補助事業が複数年度にわたる場合の申請の扱いについて

■改正内容

住宅・建築物安全ストック形成事業では、当初より事業が複数年度にわたることが明らかな場合には、全体設計承認を事前に受けることにより、年度毎の出来高に応じた補助金の支払いを受けることが可能となっている。

また要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物である三翠園ホテルについて、補助事業者である高知市は、2019年度～2021年度の3箇年で年度毎の出来高に応じた補助金の支払いが実施ができるよう市要綱の改正を予定している。

このため県要綱についても本文に事業が複数年度にわたる場合の申請の扱いについて追加するとともに、補助金交付申請書及び完了実績報告書の添付書類に全体設計承認の写しを添付こととする。

■改正箇所

本文第3条第3項

第1号様式

第5号様式

4. その他の改正

■改正内容

・間接補助事業者の要件に県税の滞納がないことを追加

■改正箇所

本文第5条第1項

以上